

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人前田慶一の上告趣意第一点のうち判例違反をいう点は、所論引用の判例は、すでに当裁判所の判例（昭和二七年（あ）第五六九四号同二九年二月一八日第一小法廷判決・刑集八巻二号一四五頁参照）によつて変更されているから適法な上告理由にあたらず、その余の点ならびに同第二点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年九月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	大 隅	健 一 郎	
裁判官	藤 林	益 三	
裁判官	下 田	武 三	
裁判官	岸 上	康 夫	